

## 北マリアナ諸島における新たな緩和措置について

6月15日、トレス知事は、緊急事態宣言に伴う行政命令を30日間延長し、新型コロナウイルス特別対策本部の検査データ及び北マリアナ公立病院（以下CHCC）のガイドラインに基づき、新型コロナウイルスの警戒レベルを「黄色（YELLOW）」から「青（BLUE）」に変更しました。

脅威レベル青の緩和措置は以下のとおりです。

- 外出禁止時間は、夜12時から朝4時までとなります。
- 全ての商業施設は、午前5時から午後11時まで営業が可能となります。ただし、店舗内の人数をCHCC及び公共事業部門（DPW）が定めた各施設の収容人数の75%までに制限することが義務付けられます。
- バー、レストランを含めた飲食を提供する施設は、入店前の検温実施が義務付けられ、各施設の収容人数の50%まで収容することが可能となります。また、可能であれば店外のスペースを利用することが推奨されます。ただし、ビュッフェ方式やドリンク・バーなどのサービスは禁止となります。
- 個室や1カ所においては25人以下の集会が可能となります。
- 教会や礼拝は収容人数の50%以内に制限し、社会的距離の確保及び定期的な消毒の下、収容可能となります。
- ジムについては、社会的距離の確保及び定期的な消毒の下、引き続き営業可能ですが、依然人的接触を含むクラス等の活動は禁止となります。